

浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第87条第1項の規定に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい特性に即した様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、浦安市基幹相談支援センターと浦安市東野地区複合福祉施設居住棟における多機能拠点を中心とし、地域の複数の事業者により機能を分担して面的な支援を行う体制（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備を推進し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、浦安市（以下「市」という。）とする。

2 第4条に規定する地域生活支援拠点の実施する事業については、千葉県が認定した指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。）、指定一般相談支援事業者（法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）（以下「事業者」という。）が行うものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として市に居住する65歳未満の障がい児者とする。

(事業の内容等)

第4条 地域生活支援拠点は、基幹相談支援センターと多機能拠点を中心とした面的な支援を行う体制を構築するとともに、浦安市自立支援協議会等の協議の場を活用し、地域生活支援拠点に必要な以下に掲げる機能を推進する。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い障がいが重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

- 2 前項に掲げる事業の運営については、浦安市自立支援協議会等において、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点の整備方針に関する検討等を行い、事業の充実・発展を図るものとする。

(届出・認定等)

第5条 前条第1項に掲げる事業の機能を担う事業者は、運営規程に地域生活支援拠点の機能を担う旨を規定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の運営規程を添えて、浦安市地域生活支援拠点事業所登録届出書(第1号様式)を市に提出するものとする。

- 3 前項により、市が届出書を受理した場合、速やかに認定の可否を判断し、認定する場合は浦安市地域生活支援拠点事業所登録通知書(第2号様式)を事業者に交付し、認定しない場合は文書でその旨を通知するものとする。

- 4 市は、前項の規定により認定した事業所(以下「登録事業者」という。)を、浦安市における地域生活支援拠点の機能を担う事業所名簿(第3号様式)に記載し管理するとともに、市内において共有を図るものとする。

- 5 第4条第1項の機能を担う事業所は、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に基づく加算対象となる事業の指定権者へ、浦安市地域生活支援拠点事業所登録通知書の写しとともに、運営規程の変更に伴う変更届を提出する。なお、当該事業所は、地域生活支援拠点の趣旨や担う役割を十分に理解したうえで、加算の算定が可能な場合には、適切に請求するものとする。

(変更等)

第6条 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに浦安市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

(廃止等)

第7条 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときは、その1か月前までに浦安市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書（第5号様式）を、拠点事業を再開したときは、10日以内に当該届出書を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 事業の実施にあたっては、障がい者及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

2 この事業に従事する者又は従事した者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密及び個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点の実施する事業に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

第1号様式（第5条第2項）

浦安市地域生活支援拠点事業所登録届出書

年　月　日

浦安市長 様

届出者 所在地

事業者名

代表者名

(印)

浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

申請者	(フリガナ) 名 称				
	主たる事業所の 所在地	(〒　ー　ー)			
連絡先	電話番号		FAX番号		
登録を予定する事業所	(フリガナ) 名 称				
	事業所番号				
	主たる事業所の 所在地	(〒　ー　ー)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		E-MAIL			
地域生活支援 拠点として 担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり				
開始予定年月日	年　月　日				

※添付書類：変更した運営規程の写し

第2号様式（第5条第3項）

浦安市地域生活支援拠点事業所登録通知書

年　　月　　日

様

浦安市長

印

年　　月　　日付けにて届出のあったことについて、浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱第5条第3項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所のサービス種別	
地域生活支援拠点として 担う機能	
事業所登録番号	
認定日	
認定期間	
備考	

[注] 認定期間の終了2月前までに当該事業所、または市より認定期間終了の意思表示がないときは、自動的に1年更新されるものとし、以降も同様とします。

第3号様式（第5条第4項）

浦安市における地域生活支援拠点の機能を担う事業所名簿

年 月 日現在

第4号様式（第6条）

浦安市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書

年　月　日

浦安市長様

届出者 所在地

事業者名

代表者名

(印)

浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

登録内容を変更した 事業所		名称	
		所在地	
		事業所登録番号	
変更があった事項		変更の内容	
1	申請者（設置者）の名称	(変更前)	
2	申請者（設置者）の主たる事業所の 所在地、連絡先		
3	代表者の職・氏名、住所		
4	事業所（設置）、名称	(変更後)	
5	事業所（施設）所在地、連絡先		
6	その他		
変更年月日		年　月　日	
備　　考			

第5号様式（第7条）

浦安市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書

年　月　日

浦安市長 様

届出者 所在地

事業者名

代表者名

(印)

浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱第7条の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

廃止・休止・再開する 事業所	名称	
	所在地	
	事業所登録番号	
登録を受けた年月日	年　月　日	
廃止・休止・再開した年月日	年　月　日	
廃止・休止・再開した理由		
現に地域生活支援拠点事業にて 受け入れている者の有無	有	・ 無
上記に関連し、受け入れている者に 対する措置		
休止予定期間	年　月　日から	
	年　月　日	